

明海・高洲地区公園エリア整備に関するサウンディング型市場調査における質問への回答

現地説明会における質問

NO	質問内容	回答
1	公有水面部分利用エリアを提案△としている意味について	護岸や管理用通路よりも海側は、千葉県などの関係機関との協議を要する場所となります。提案内容によっては、整備可能か協議が必要なため、現在では提案△としています。
2	明海・高洲地区公園エリア整備に関するアンケートについて、どのような方法で行ったのか	4月下旬から、5月下旬までオンラインでアンケートを実施しました。アンケートの実施については、市ホームページや広報うらやす、イベント（植木まつり）来場者に周知を行いました。 ※アンケート結果は、市ホームページ上で公表しています。
3	公有水面部分はもともとどのように位置づけられているのか	元々は、観光漁業基地関連用地として位置づけられていましたが、公園として整備することに変更しています。船溜まり部は、船着き場としても検討可能です。 護岸・管理用通路は、千葉県が管理しています。バリアフリーの観点からスロープ状にして降りられるようにすることを検討していますが、護岸の維持管理や千葉県が災害時に立ち入ること、今後の護岸改修の可能性などから、現時点では全てを埋め立てるのではなく、護岸を一部埋め立てスロープ化することが望ましいものと考えています。
4	基本計画におけるアートとはどういう意味か	ここでいうアートとは、芸術作品に親しむこと、新たな視点や考えるきっかけを提供することなどを意味しています。 例えば、公園内に展示した芸術作品や護岸のアートに親しむこと、または、来園することで、公園の特徴（水と緑など）を意識・体感し、新たな視点や考えるきっかけを提供することなどが考えられます。